

## 「興胡」名義考

史學雜誌第四十七編第十號所載、仁井田博士、吐魯番出土の唐代法律史料數種中の唐開元二十九年家畜賣買文書（中村不折氏藏）の第二行に「興胡安忽娑」といふ名が見え、博士の解説には「興が地名又は國名等であるとすれば、それは何を指すか、後考を俟たねばならない、文書の字體では、その字を「興」とは読み難い」とある。ついで博士は唐宋法律文書の研究一五六頁に於てまたこの文書を解説され、そこには余が興胡は商胡の意であることを博士に告げたことを記され、且つ、所詮興は興販の興であると述べられた。余は今も矢張り興胡は商胡の義であると考へて疑はないのであるが、何故にかく考へるかについては少しく説明を加へなければならぬ。

先づ第一に注意しなければならぬことは「興胡」の興に博士は初めには？符を附けられ、そうして前引の如く「興」とは読み難いと説明せられたのであるが、それは全く正しい見解で、この字は寫眞の字體の上から見ても必ず「興」であること疑無きのみならず、當時「興胡」といふ名稱は屢々文獻に見え、かく讀むについて些の疑惑も存しないのである。その例證を挙げると、巴里國立圖書館藏敦煌出土の沙州都督府圖經（羅振玉氏印行沙州圖經八枚右）に「一所興胡泊、東西十九里、南北九里、深五尺」を挙げ、これを説明して、「右在州西北一百一十里、其水鹹苦、唯泉堪食、商胡從玉門關道往還居止、因以爲號」と見えて居り、又同じく巴里國立圖書館藏敦煌出土沙州